

あらくさ

編集責任者：歌房哲也

〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷11584
 生活介護事業所 あらくさ
 TEL 0847-67-3410 FAX 0847-67-3439
 E-mail arakusa@2.dion.ne.jp
 〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷1215-1
 就労継続支援B型事業所 夢工房ねむの木
 TEL 0847-67-5051 FAX 0847-67-2080
 E-mail arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp
 ふらっと相談支援事業所
 TEL 0847-67-5052 FAX 0847-67-2080
 E-mail arakusa-flat@r7.dion.ne.jp
 あらくさホームページ <http://www.pionet.ne.jp/~arakusa>



新年度を迎えて



社会福祉法人あらくさ
 常務理事
 歌房 哲也

暖かい春の日ざしが何よりもうれしい季節となりました。平素より、地域の皆様をはじめ、関係各位には、当法人に對しまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。全国各地で猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により、「ヒト・モノ・カネ」の循環が停滞する中、先行きに大きな不安を感じていることと思います。また、多くの方は発症しても軽症で治癒すると言われていますが、高齢者や疾患を抱えた方にとっては、生命をも脅かすウイルスであることを考えると、ただただ、早く終息することを願うばかりです。この未だ人類が経験したことのないウイルスとの戦いを「戦争」と表現する、政治家やマスコミもおりますが、今こそ全世界が一致団結をして、この危機を乗り越えることで世界の平和と安全を願う思いが一つになることを希望として持ち続けたいと思います。

さて、昨年は「平成」から「令和」へと変わる歴史的な年となりました。平成を振り返ると、その評価の上位に「日本で戦争がなかった（しなかった）」ことが挙げられ、平和な時代の象徴として語り継がれそうです。その背景には「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を大原則とした日本国憲法が存在があたりからこそだと思えます。そう考えると「戦争をしなかった」のではなく、主権者である国民が「戦争をさせなかった」と言っても過言ではないように感じます。ただ、国外に目を向けると、戦争やテロは無くなっておらず、今なお戦争の火種は全世界で燻っており、決して「対岸の火事」ではありません。ひとたび戦争が起こると、主権が国民から国家へと変わり、公益より利益が優先をされ、障害者、高齢者等の社会的弱者と言われる人たちの人権が軽視されることは歴史が証明をしています。令和が平成に残した戦争の火種を全て消し去る時代になるよう、私たちも微力ではありますが行動をしていく年にしていければと強く思います。

当法人は、昨年度末に「社会福祉法人あらくさ施設整備基本計画等」の策定を行い、懸案事項であった新施設の建設に向けて動き出しました。利用者七一名、職員も三一名となり、手狭となった作業・活動スペースを確保することと併せ、利用者工賃の向上を図ることを柱としながらも、利用者の高齢化、重度化に対応した新たな取り組みを構築していきたいと思えます。また、過疎化が進む甲奴町で、当法人が果たすべき役割が何なのかを明確にし、新たな施設建設と事業を通して、少しでも地域の皆様に「甲奴町にあらくさがある」と思ってもらえるように、利用者、職員、関係者が一丸となって取り組んで行くことと思います。福祉人材の確保をはじめ、障害のある人たちの「自立」と「親亡き後」の生活支援等、まだまだ課題は山積しています。誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、当法人の力だけで成し遂げることは決してできません。皆様には、引き続きお力添えいただければ幸いです。今年度もよろしくお願い致します。

障害者自立支援法訴訟原告団・弁護団と国が締結した「基本合意文書」から10年

～「障害者自立支援法」の問題の本質は残ったまま・・・～

★障害者自立支援法はどのような法律だったのか？

障害者自立支援法（以下自立支援法）は、2005年10月31日に、全国で反対運動が盛んに行われる中、強行採決し可決成立されました。そして2006年4月から施行され、それまでの障害者福祉制度を大きく転換させ、障害のある人や家族の生活に大きな影響を与えました。

・「応益負担制度」を導入し、自己責任を強調！！

障害者自立支援法は、公的な福祉を利用することを本人の利益と考え、原則1割の負担を求める「応益負担制度」を導入しました。この法律における問題の本質であり、障害のある人の暮らしを益々追い詰めることになりました。施行前後には、行き慣れた作業所を退所せざる人が全国的に後を絶ちませんでした。あらくさでも、数名の利用者が自分の意志とは反して退所しました。そればかりか、福祉サービス利用にお金がかかるようになることで、生活の見通しが持てなくなった結果、自殺・心中し尊い命を亡くす痛ましい事件も、全国で相次いで起きました。

これらのような状況を訴え続け、国は負担軽減策を講じることになり、多くの方の利用料負担がかからなくなりました。しかし応益負担制度自体は残り、いつ利用料負担が課せられてしまうのかと心配する声もありながら、法律は続きました。

自立支援法（応益負担制度）は、障害を自己責任にすることを露骨に強調した法律だと言えます。

★基本合意文書で勝利的和解するが、問題の本質は残したまま障害者総合支援法へ

全国の71名が原告として立ち上がり、「日本国憲法第13条（幸福追求権）や第25条（生存権保障）などに違反！！」と、国を相手に違憲訴訟を起こしました。2010年1月7日、政権が交代したこともあり、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国は、「基本合意文書」を締結し、勝利的和解でこの違憲訴訟は終わりました。国は、障害者の尊厳を深く傷つけ、生活に混乱を招いたことなどを認め、自立支援法の廃止と新法の制定を約束し、障害のある人も参画する中で、制度改革に向けた議論が始められました。

しかし2012年に、再度政権が交代すると、基本合意文書の完全実現されることなく、「応益負担制度」など自立支援法の問題の本質を残したまま、障害者総合支援法が施行（2013年4月）されました。看板（法律の名前）をすげ替えただけで、国が約束したことを反故にした対応だと言わざるを得ません。

基本合意10年全国集会に400人が参加!!今後の運動のあり方を考える。

去る2020年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟の原告20名を含めた全国の約400名が参加し、「基本合意文書で国が約束したことを、反故にさせたままではいけない。」と、今後の運動の方向性などを考えるための全国集会が行われました。

基本合意文書は、障害のある人が地域で安心して暮らす権利が守られるため、障害者福祉制度を抜本的に変えることを求めたものだということを再度認識し、国連・障害者権利条約に対する政府報告の国際審査の活用や、高齢者分野などの広範な関係分野と協働・連携して国に訴えることが、今後重要だということ、参加者全員で確認しました。



参加者：原めぐみ



障害者自立支援法違憲訴訟原告の声

国の政治の進め方で私たちの暮らしが左右されることを強く思い知らされたのが「障害者自立支援法」でした。「働きたい。」「安心して地域で暮らしたい。」という願いがやっと少しずつ実り始めたのに、「応益負担制度」で重い負担が強いられました。「応益負担をなくしたい!!」という思いで、全国の仲間たちとつながり自立支援法違憲訴訟の原告に名乗りをあげました。

基本合意の完全実現がかなわないまま介護保険の利用が始まり、また利用料負担が始まりました。障害も重たくなり、多くの人に支えてもらいながら生活をしています。しかし、常に支援があるわけではなく、がまんしなくてはならないことはまだ沢山あります。自分

が笑顔で暮らせる社会は、誰にとっても安心して暮らせる社会ではないかと思えます。これから笑顔作りを広げていくために、できることはやっていきたいと思えます。（月刊きょうされんTOMOより抜粋）

広島県原告：秋保喜美子さん（写真左） 提供：障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

基本合意10年全国集会・原告団集会に参加して感じたこと

原告や違憲訴訟の関係者が、国が約束を守らず、基本合意文書に基づく新法が未だ作られていないことに強く憤っていることを改めて感じました。しかし今は、当時の違憲訴訟を知らない世代の当事者・家族・関係者も多くいます。今回勉強した、違憲訴訟のいきさつや、原告の思いなどを、多くの方に知ってもらえるよう、しっかり伝えていきたいと思えました。障害者福祉施策が基本合意文書に基づくものになれば、障害の有無に関わらず、すべての人の人権が守られ、安心して暮らせる社会が実現できるのではないかと思えます。

（担当：原・前中）

シリーズ

優生思想について考える

～④現代の日本に根付いている優生思想～

相模原障害者施設殺傷事件と匿名報道

○現代も根強く残る「優性思想」～相模原障害者施設殺傷事件から～

去る3月16日、横浜地方裁判所において相模原障害者施設殺傷事件の判決が下されました。植松被告は犯行当初から一環して、「障害者は不幸を作ることしかできない。生産性のない人間は、生きる価値がない。」と発言し、差別的な犯行動機を主張し改めることはありませんでした。この発言に、私たちも憤りを感じずにはいられませんでした。

またインターネット上では、植松被告の発言に賛同するような書き込みをする人もおり、現代にも優生思想が根深くあることが明らかとなりました。

○障害のある人が被害にあっても、個人名を明かすことができない社会

障害の有無に関わらず、人にはそれぞれ名前や性別、年齢など、1人の人間としてその人を表すものがあります。しかし、障害のある人やその家族は、差別や偏見を心配し、個人を表す大切なものを隠さなければならないことが、この事件で明らかになりました。被害に合われた大半の方々は、事件があった当時から匿名で報道が続けられています。そして裁判の場であっても実名は明かされず、記号で表されていました。「遺族や被害者側から、障害のある方に対する差別や偏見を危惧する声があり、匿名の要望を受け入れた。」とされていますが、一方で、被害に合った方や、大切な家族の命を奪われた方は、このことを、心配し続けなければならない社会だという見方もできるのではないのでしょうか。

差別や排除の背景にあるもの

○競争原理から作りだされた差別や排除

今日は、グローバル化やネットワーク化が進み、経済活動だけでなく、あらゆる分野で生産性、効率、速度などが大切にされる競争原理が働き、成果を重要視されるような社会だと言えます。この「成果主義」と、優れている者は強く劣っている者は弱いという「優生思想」が合わさると、弱者を切り捨てようと、差別や偏見を生み出し易くなってしまいます。

これらのことを背景に、障害のある人や、高齢者など社会的弱者と言われる人は、「お荷物」かのように見なされてしまい、排除するような社会の仕組みになってしまうのではないのでしょうか

誰もが安心して暮らせる社会に～二度と同じような事件が起こらない社会に～

○名前の公表に踏み切った、被害者の母親からの訴え・・・

相模原障害者施設殺傷事件で命を奪われた19歳・女性の母親が、初公判前に「裁判で愛する娘が記号で呼ばれることに納得できない。娘が生きた証を残す。」と名前の公表に踏み切られました。そして、「障害者が安心して暮らせる社会こそが健常者も幸せな社会」だと切実に訴えました。社会的弱者と言われる人が排除されず、包摂されることが、誰もが安心して暮らせる社会だと言えるのではないのでしょうか。そのためには、自己責任や自助を強調するのではなく、日本国憲法第5条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。」と規程のように、生活を保障される法制度や仕組み作りが重要だと言えます。

○『障害者権利条約』と『障害者差別解消法』を糧に・・・

日本は、2014年1月20日に“障害の有無に関わらず差別を受けることなく、1人の人間として自由が保障され、個人の尊厳が大切にされる”とする『障害者権利条約(国際条約)』を批准しました。また、国内法では2016年4月に、『障害者差別解消法』も施行され、障害のある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めることが明文化されました。しかし実際には、国が責任を持って行うことというよりも、自治体ごとに任せられ、取り組み方の地域間格差があるのが現状です。そのような格差を是正されることも必要です。また、これらのような法律を糧に、障害のある人の実態や声を社会に訴えることはとても大切なことだと思います。

判決結果は出されましたが、この事件を風化させず、社会のあり方を考えることも、障害のある人を支援する私たちに求められるのだと思います。なぜこのようなことが起きたのかなど、自分自身がどのように感じ、考え、行動することや、多様性を認め合える社会になることが、優生思想をなくすことができるのではないかとと思います。

(担当：中村)

いただきました

(2020年1月1日~2020年3月31日まで)



金一封ご寄付

(順不同)

浄土真宗本願寺派世羅組仏教婦人会連盟様 田中清様 平森忠夫様 藤原明子様 山本勇様 あらくさ家族会様
加藤悦子様 三谿組仏教婦人会連盟様

野菜・食品・物品等のご寄付

(順不同)

農事組合法人宇賀様 上落薫様 高杉辰徳様 佐藤ミツ工様 藤原靖栄様 竹下猛虎様 千葉宏治様 落畑さとみ様
荒木陽子様 芝床雅美様 釘貫那歩様 黒田佳子様 田辺朝子様 棚多武司様 山下悦子様 近藤静香様 小林道子様
佐藤辰生様 清住恵美子様 新谷奈美枝様 竹下とよか様 竹口義旭様 中垣博子様

ボランティア

(順不同)

末藤朱美様 あらくさ友の会様 あらくさ家族会様

いただいた食材は給食等に使用させていただきました。この他にも、アルミ缶・紙等の資源回収にご協力いただきました。ありがとうございました。記載もれがありましたら、どうかお許しください。



お子様連れの方もぜひご来店ください!



夢工房ねむの木は、公益財団法人ひろしまこども夢財団より、子育て中の方々を応援する店として、『子育て応援・イクちゃんサービス参加店』の認定を受けました。イクちゃんサービスは、18歳未満の子育て世代を対象にし、認定店から、各種サービスが提供されます。

夢工房ねむの木では、ベビーカーでの入店していただくことができます。その他、お子様連れのお客様が安心してご来店いただけるようにサービスを実施中!! (詳細は、ひろしまこども夢財団のホームページに掲載) ぜひご来店ください!!



イクちゃんマークが目印!!

(担当: 藤原)

「あらくさ仲間の会」新役員が決まりました!

みんなの困っていることを、解決して行きます!
原田 啓吾さん

楽しんでできる行事を考えて行いたい!
釘貫 那歩さん

気持ちよく仕事ができる施設にしたいです!
升田 伸生さん

いろんな事をみんなで一緒に考えたい!
宮本 真由美さん



去る3月6日(金)、あらくさ仲間の会(利用者自治会)の役員選挙を行い、新役員6名が決まりました。(右写真)

これから新役員を中心に、より良いあらくさになるように、利用者自治会活動を活発に行っていきます。

(担当: 梅木)



みんな仲良く楽しく過ごせるようにしたい!
平森 美紀さん

自分たちの暮らしが守られるよう、頑張ります!
新自治会長
遠藤 貞子さん